

大阪経済法科大学教育後援会会則

最近改正 2004年6月20日

第1章 総則

第1条 本会は、大阪経済法科大学教育後援会と称し、本部を大阪経済法科大学内に置く。

第2条 本会は、大阪経済法科大学の教育方針に則り、大学と家庭との連絡を密にして、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし、事業の実施に当たっては別途「運営要綱」を定める。

- (1) 教育上必要な家庭との連絡
- (2) 学生の厚生並びに課外活動に対する援助
- (3) その他必要なこと

第2章 組織

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大阪経済法科大学在学生の父母又は保護者
- (2) 特別会員 大阪経済法科大学の教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者で委員会が承認した者

第5条 本会の役員及びその選出方法は、次のとおりである。

- (1) 会長 1名 委員会で委員の中から選出する。
- (2) 副会長 若干名 選出方法は会長と同じ。
- (3) 委員 若干名 ①総会において正会員のうちから選出する。
②特別会員の中から、学長の推薦に基づき会長が委嘱する。
- (4) 監査 2名 選出方法は会長と同じ。
- (5) 会計 1名 会計課長
- (6) 顧問 若干名 大学関係者から会長が委員会に諮り推戴する。

第6条 役員の仕事は次のとおりである。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員 委員会を組織し、本会運営の評議に当たり、会務を処理する。
- (4) 監査 本会の会計並びに収支決算を監査する。
- (5) 会計 本会の会計事務を掌る。
- (6) 顧問 会長の諮問に答え、あるいは助言を与える。

第7条 役員の仕事は1カ年とする。但し、再選を妨げない。

第8条 本会は都道府県に支部を置くことができる。

第3章 運営

第9条 本会は毎年1回総会を開く。なお、会長が必要と認めたとき、又は委員会の決議により、臨時総会を開くことができる。

第10条 会長は必要に応じ委員会を招集する。

第11条 正会員は、所定の会費を納入するものとする。

第12条 本会は有志の寄付を受け取ることができる。

第13条 本会の収支予算及び決算は、総会において承認を受けるものとする。

第14条 本会則は総会の決議により、変更することができる。

第15条 この会則の施行に関する必要な細則は別に定める。

附則

この会則は、1983年7月3日から施行する。

附則

この会則は、1986年6月29日から改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、1987年6月28日に改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、1988年6月26日に改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、1992年6月14日に改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、1994年6月12日に改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、1998年6月14日に改正し、同日から施行する。

附則

この会則は、2004年6月20日に改正し、2005年4月1日から施行する。